

13公開審 第9号
平成13年4月25日

福島県知事 様

福島県情報公開審査会長

公文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成10年4月8日付け10人第208号で諮問ありましたこのことについて、当審査会の意見は別紙のとおりです。

答 申

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）は、「所属作成にかかる公費支出調査資料のうち「諸経費流用分に係る総括メモ」（以下「本件公文書」という。）を非開示とした決定は妥当ではなく、次の使途内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる部分を除き、開示すべきである。

- 1 事務的経費に充当 特定の個人が識別され、又は識別され得る部分（ただし、契約に基づく相手方並びに本県の組織に属する一般職及び特別職の地方公務員を除く。）
- 2 慶弔的経費に充当 御祝、見舞金、香典、餞別の受領者のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分
- 3 国等との折衝経費に充当 特定の個人が識別され、又は識別され得る部分及び企業誘致に伴う折衝の相手方に係る部分
- 4 会議等負担金に充当 特定の個人が識別され、又は識別され得る部分
- 5 各種団体との懇談会等に充当 特定の個人が識別され、又は識別され得る部分（ただし、本県の組織に属する特別職の地方公務員を除く。）

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 平成 9 年 1 2 月 2 5 日、異議申立人は、福島県情報公開条例（平成 2 年福島県条例第 4 1 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、実施機関に対し、「県公費支出調査検討委員会の資料のうち、不適正支出を他の経費に充当した額の中の公務遂行上必要な経費に充当したものとした分の裏付け資料（明細、領収書、メモ等）の一切」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- 2 平成 1 0 年 1 月 2 3 日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定し、これを非開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、異議申立人に対して、本件処分と同時に、「部局作成にかかる公費支出調査資料のうち「諸経費流用分に係る総括メモ」を開示するとの決定を行い、「県公費支出調査検討委員会の資料で、不適正支出を他の経費に充当した額のうち、公務遂行上必要な経費に充当した分の裏付け資料としての「領収書、メモ等」との内容で請求があった分について該当する公文書が存在しない旨、それぞれ通知した。

- (1) 当該資料の記載内容と職員録等の情報を組み合わせることにより、当時の所属長あるいは経理担当職員等の特定個人に対する誤解や不利益を生ぜしめるおそれがあるため。その他、個人情報が含まれているため。

(2) 事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するものと認められるため。

3 平成10年3月24日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 平成12年11月24日、実施機関は、本件公文書が条例第6条第7号に該当するとの理由の追加を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書を総合すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、職員録等の情報との組み合わせで当時の所属長等や経理担当者名が識別され得ることとなり、職員個人のプライバシーに該当することを非開示理由としているが、公務員の職務遂行上記録された情報、特に、公務員の役職や氏名については、プライバシーが問題になる余地がない。このことは、平成8年7月29日の仙台地裁判決をはじめとした数々の判例ですでに定着している。

(2) 実施機関が主張する個人的不利益は、極めて抽象的なおそれにすぎない。つまり、公になった所属に複数の職員がいれば、誰が不正支出行為をしたかまでは特定できないし、県庁全体の組織的不正行為だったとすれば、職員個々の行為は、「虚偽公文書作成、同行使」等に該当する違法行為と考えられるから、実施機関が非開示することは公益に反している。

(3) 本件公文書に記載されている内容は、基本的に条例第6条第2号に該当するとはいえず開示すべきである。ただし、県職員以外の氏名が記載されているとすれば、その中には非開示にすべきものも含まれていることは否定しない。しかしながら、県職員以外の個人が、中央省庁の関係職員や他の都道府県の職員である場合には、少なくとも、所属機関や職種等について公にすべきである。特に、懇談などの場合、日時、場所、費用について公にすることは当然である。

(4) 本件公文書は、県費の支出状況についての記載であり、一般に公にすることが慣行となっているから、何ら問題がない。

また、これらの情報は、執行方法が不適正だったとしても、結果の公表を前提に実施した調査に係るものであり、県政執行における行政の責務として、公にするこ

とが予定されていると解すべきである。

さらに、本件公文書の記載内容では、不適正執行の有無についての判断は可能だが、不適正執行額までは明確にならない。すなわち、個人的不利益を与えるおそれがあるとするのは、あまりにも抽象的なおそれにすぎない。

- (5) 同第3号についても、すべての内容が該当するとはいえず、開示すべきである。つまり、法人の誘致のために県が折衝した場合、当該法人にとっては営業上の秘密と言えなくもないが、その場合であっても、その企業名を非開示とすることはやむを得ないとしても、それ以外の部分については非開示とすべき理由はない。

また、折衝や懇談の目的について記載がなければ、折衝や懇談の事実が明らかになったとしても、その法人に事業運営上の不利益を与えるとはまではいえない。特に、相手方が「協会」、「連合会」等の場合、公にされるべきである。

- (6) 公費支出の実態を把握するための調査は、知事が県民に向けて実施することを公表した上で行われたものであって、その結果についても公表することが予定されていたのだから、実施機関が非公開を前提として実施したこと自体が妥当性を欠いていたというべきである。実施機関は、ことさら職員との信頼関係に言及するが、今回の調査は、県民と県との信頼関係を揺るがす行為が行われていたことを背景として実施に至ったものであり、すべてが公開されることを前提として行われるべき調査であったと考える。

したがって、今回の公文書が公開されても、今後の同種の調査に支障をきたすとは考え難い。

- (7) 本件公文書が公になった場合、裏切られたと感じる職員がいないとは断言できない。しかしながら、そうだからといって今後の同種の調査が行われる際に円滑な実施が到底望めないとする程の明確な根拠はなく、実際に支障をきたすとは考え難い。仮に、そのような態度を取る職員がいたとすれば、職務怠慢・放棄と取られ得る余地があり、そのようなリスクを冒してまでも協力しない職員がいるとは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書を非開示とした理由は、非開示決定理由説明書及び実施機関の説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

住民自治を基本とした地方分権が進む中で、県は、地方自治体自らがその責任を自覚し、また、県職員に対する信頼が揺らぎつつある現実を直視し、正すべきところがあれば自ら正すことを念頭に、各所属における公費支出の実態を把握し、より社会情勢に適合した公費支出の諸制度の確立を図ることを目的に、平成9年4月以降、公費支出に関する実態調査（以下「公費支出調査」という。）を実施した。

本件公文書は、各所属が平成6年度から同8年度までの間に、旅費、賃金等から他の経費に充当したものについて、具体的用途の内訳、金額等を取りまとめ、作成した資料である。

2 非開示とした理由について

(1) 条例第6条第2号について

本号は、開示請求に係る公文書に、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」が記録されているときは、実施機関は、当該公文書を開示しないことができる旨を規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮したものである。また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが非常に困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として非開示とすることを定めたものである。

本件公文書を開示したとしても、各所属における不適正執行額の実態すべてが判明するものではないが、各所属間の不適正執行の有無及びその執行額の多寡等の情報は明白となり、公費支出調査の対象となった期間において所属長等であった者及び関係者（庶務担当課長、係長等）であった者（以下これらを総称して「関係職員」という。）が、職員録等の情報により特定の個人が明確に識別されることとなる。その結果、識別された関係職員に対して様々な個人的不利益が及ぶおそれがあり、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示としたものである。

また、用途内容には、折衝経費や事務的経費の用途先として県職員以外の氏名が記載されている場合もあり、これについては、特定の個人が識別される情報であり、ただし書のいずれにも該当せず、非開示としたものである。

(2) 条例第6条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人（以下これらを総称して「事業者」という。）の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」が記録されているときは、実施機関は、当該公文書を開示しないことができる旨を規定している。

本件公文書の用途内容には、企業誘致に伴う折衝の相手方、各種団体等との懇談の相手方、事務的経費の用途先が明らかになる情報が記載されている。これらの情報は、当該事業者にとって、一般的に営業上の秘密として事業者内部において管理されている情報と考えられる。

また、懇談会については、開催当時、公表されることを了承して出席したものと
は考えられず、事業者の与り知らぬところで一方的に開示した場合、当該事業者の
不適正執行への関与が推測され、その都度その関与を否定する必要が生じ、結果的
に社会的評価を損なう等事業運営上の不利益を被るおそれがある。以上から、本件
公文書のうち事業者の名称が記載されている部分は、本号に該当し、ただし書のい
ずれにも該当しないことから非開示としたものである。

(3) 条例第6条第7号について

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務事業の目的が損なわれ、又は
これらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情
報が記録されている公文書は、非開示とすることを定めたものであり、当該事務事
業のみならず反復的又は継続的なものについてのおそれについても非開示とするも
のである。

公費支出調査は、その対象と内容等を踏まえ、非公開とすることを前提として、
職員本人による自己点検や関係職員からのヒアリングに基づいて実施したという特
殊な性格を有するものであり、仮に調査内容を開示した場合、関係職員との信頼関
係が失われることとなり、今後の非公開を前提とする同種の調査の実施に著しい支
障が生ずることは明らかである。関与者の範囲が限定されても、関係職員との信頼
関係を欠く結果となることは同様である。

さらに、本件公文書を開示すれば、関係職員が裏切られたと感じることは間違い
なく、将来、同種の事務事業を実施したときに、形式的、表面的には、協力的な態
度を示すとしても、既に信頼関係が失われている以上、実際には同事務事業の公正
かつ円滑な実施は到底望めず、実施目的が損なわれ、又は公正若しくは円滑な実施
に著しい支障が生じることは容易に予想できる。

また、折衝や懇談の事実が判明した場合にも、相手方との信頼関係を損なうばか
りか、相手方が県に不信感を抱き、今後の事務事業を遂行する上で著しい支障を生
じるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

(1) 公費支出調査資料について

県は、旅費等の公費支出についての社会的な批判を契機に、各所属における公費
支出の実態を把握し、より社会情勢に適合した公費支出の諸制度の確立を図るこ
を目的に、平成9年4月21日に公費支出検討委員会を設置し、公費支出調査を実
施した。同委員会は、各所属ごとに平成6年度から同8年度までに係る月次資料(支
払予算明細表、支出負担行為明細表等)と関係書類(賃金台帳、出役領収書等)と
の突き合わせ、関係職員とのヒアリングを実施することにより、各所属における公
費支出の実態を把握するとともに、実態と異なる支出の原因及び背景の分析作業を

行い、同10月13日までにその内容を取りまとめた。

本件公文書は、同委員会が取りまとめた資料中各所属ごとの公務遂行上必要な経費のために充当されていたもののうち領収書等により確認されたものを記載した文書である。

なお、公費支出調査の方法は、その対象や内容等を踏まえ、プライバシーに配慮したものとする必要性から、全職員に協力を求めながら、職員本人による自己点検や関係職員からのヒアリングに重きを置いて行うという特殊性を有するものであった。

(2) 本件公文書の内容について

本件公文書は、総括表と内訳表から構成されており、いずれも所属ごと、年度ごとに作成されたものである。

まず、総括表には、「使途の内訳」、「支出件数」、「支出額」、「支出額の節別内訳」の各欄があり、さらに「使途の内訳」欄については、「事務的経費に充当」、「慶弔的経費に充当」、「国等との折衝経費に充当」、「会議等負担金に充当」、「各種団体との懇談会等に充当」、「職員間の飲食等に充当」、「職員へ旅費として支給」、「その他の費用に充当」、「合計」とに、「支出額の節別内訳」欄については、「旅費」、「賃金」、「報償費」、「その他」とに細分され、該当する金額がそれぞれ年度ごとに記載されている。

次に、内訳表には、「所属名」、「番号」、「使途内容」、「金額」、「証明できるもの」の各欄があり、該当する名称、数字又は内容等が記載されている。

なお、総括表の「使途の内訳」欄のうち、 から までに係る金額及びその内容を記載した内訳表については、公務遂行上必要な支出であって、本件開示請求の対象となった部分であり、 から までに係る金額及びその内容を記載した内訳表については、その他の支出であって、本件開示請求の対象外の部分である。

2 非開示決定理由の追加について

実施機関は、当審査会に対して諮問した後、非開示決定の理由の追加をしたが、原決定後において、このような理由の追加が認められるかどうかについては、次のとおり判断する。

まず、条例第9条第3項の規定が公文書の開示をしない旨の決定（第7条の規定により開示の請求に係る公文書の一部を開示しないこととする場合の開示しない旨の決定を含む。）を書面により通知するに際し、その理由を併せて通知すべきものとしているのは、開示しない理由の有無について、実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保し、その恣意を抑制するとともに、開示しない理由を相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきであり、同規定の目的は、開示しない理由を具体的に付記して通知することをもってひとまず実現される。

このことを踏まえ、他の規定に目をやったとしても、同規定がその趣旨を超えて、ひとたび書面に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を本件処分不服申立てに係る審理において、主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解

すべき根拠はないとみるのが相当である。

さらに、当審査会の審議の対象は、開示しない理由の適否ではなく、実施機関が行った決定処分の妥当性であるから、非開示決定の理由を追加することは認められる。

3 条例第6条第2号該当性について

(1) 条例第6条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては、最大限に保護されるよう配慮する必要があるとの観点から措置された規定である。すなわち、個人のプライバシーの概念は、法的にも、社会的にも必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が公文書に記録されているときには、同号ただし書のいずれにも該当しない限り、原則として非開示とすべきことを定めたものと解される。

(2) 条例第6条第2号本文該当性について

本件公文書には、公務遂行上必要な支出としての内容が記載されており、随所に特定の個人が識別され、又は識別され得る内容が認められるから、本件公文書に記載されている情報は、本号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第2号ただし書該当性について

本件公文書に記載されている情報が本号ただし書ア及びウに該当しないことは明らかであるから、ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

ア 総括表について

総括表に記載された内容は、第5の1の(1)で述べた特殊性を有する公費支出調査に関するものであるが、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を一層推進するという条例の目的を考え合わせるときに、たとえ、実施機関が主張するような関係職員との信頼関係に基づく特殊な性格を有する調査であったとしても、その調査の目的等から、当該関係職員は、何らかの形で公になることを認識していたものと考えるのが妥当である。

また、実施機関は、本件公文書を開示することにより、各所属における不適正執行の有無等の情報と職員録等の情報とを組み合わせることで、関係職員の氏名が明らかになり、その結果、これらの職員が不適正執行に関係していたとして、当該関係職員への嫌がらせやその家族に対する様々な個人的不利益が及ぶおそれがある旨主張する。

しかしながら、当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書を開示することによって、実施機関が主張する不利益が関係職員等に及ぶおそれが全くないとは断言できないものの、本件公文書に記載された情報は、公務遂行に関する情報であり、しかも実施機関が主張する不利益が、特に受忍し難いものになる程

のおそれがあるとは考えられない。

よって、本件公文書に記載されている情報は、本号ただし書イに該当すると認められる。

イ 内訳表について

内訳表に記載された内容も、第5の1の(1)で述べた特殊性を有する公費支出調査に関するものであり、所属名、番号、金額及び証明できるものに記載されている情報については、総括表と同様に判断する。

次に、使途内容には、品代、支出の相手、受領者、支出月日、金額等が総括表の から までの区分に応じて記載されている。

以下使途内容ごとに検討する。

(ア) 事務的経費に充当について

事務的経費は、県が私人と対等の地位において私法上の法律効果の発生を目的として締結する契約に基づいて、県が履行するものであり、行政運営における公正の確保と透明性の向上の観点から、契約の相手方については、公表を了承しているものとして開示するのが相当である。しかしながら、内訳表に記載されている内容のうち、物品の受領者等については、契約に基づく相手方とは言えないので、本号ただし書イに該当しないが、本県の組織に属する一般職及び特別職の地方公務員については、本号ただし書イに該当する情報であると認められ、開示すべきである。

(イ) 慶弔的経費に充当について

慶弔的経費のうち、御祝、見舞金、香典、餞別については、一般に公表・披露するものではなく、受領した相手方においても公にされることは望まないと考えられるから、これらについては、ただし書イに該当しないが、その余については、いずれもただし書イに該当する情報であると認められ、開示すべきである。

(ロ) 国等との折衝経費に充当について

折衝経費は、県と相手方との関係に着目して、その必要性や効果などを個別に検討して決定されるものであるが、支出当時において、相手方は、公になることを了承していたとは認められないので、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分については、ただし書イに該当しないが、その余については、いずれもただし書イに該当する情報であると認められ、開示すべきである。

(ハ) 会議等負担金に充当について

会議等負担金は、県職員が公務遂行上会議に出席したり、又はセミナー等を受講する際の費用として負担するものであるところ、本件公文書には、特定の個人が識別され、又は識別され得る内容を冠する会議等が記載されている部分

が認められる。この記載部分については、支出当時において、相手方は、公になることを了承していたとは認められないので、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分については、ただし書イに該当しないと認められる。

(オ) 各種団体との懇談会等に充当について

各種団体との懇談会等は、県が相手方と率直な意見交換や情報の収集を目的として行うものであるが、支出当時において、相手方は、公になることを了承していたとは認められないので、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分については、本号ただし書イに該当しないが、本県の組織に属する特別職の地方公務員については、本号ただし書イに該当する情報であると認められ、開示すべきである。

4 条例第6条第3号該当性について

(1) 条例第6条第3号について

本号は、事業者の正当な事業活動の自由を保障する必要性から事業活動に関する情報であって、開示することにより当該事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害する情報が公文書に記録されているときには、ただし書のいずれにも該当しない限り、原則として非開示とすることを定めたものである。

これは、事業者の正当な事業活動の自由を保障する必要があることから、生産技術上又は販売営業上の情報や経営方針、経理、金融、人事、労務管理等事業を行う上での内部管理に関する情報など、事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害する情報が記載されている公文書については、原則として非開示としたものである。

(2) 条例第6条第3号該当性について

内訳表に記載された内容のうち、所属名、番号、金額及び証明できるものに記載されている情報については本号に該当しないことは明らかであるから使途内容が本号に該当するかどうかについて検討する。

使途内容には、総括表の から までの区分に応じて、品代、支出の相手、受領者、支出月日、金額等がそれぞれ記載されている。

実施機関は、開示することにより当該事業者の県の不適正支出への関与を疑われ、その都度その関与を否定する必要性が生じ、結果的に正当な利益を害すると主張するが、そのような事態が生じるか否かは、抽象的かつ不確定な憶測の域を出るものではない。仮に、そのような事態が具体的に予測される場合には、県において当該事業者の関与を否定する何らかの対策を講ずることによって、未然にこれを防止し、当該事業者の正当な利益を保護することも可能であるから、内訳表については、一般的には、同号本文に該当しないと認められる。

しかしながら、実施機関において前述のような何らかの対策を講じたとしても、事業者の正当な利益を保護するため、非開示とすることが認められる情報が記載されていることも考えられるので、次に、総括表の から までの区分に応じて記載

されている使途内容ごとに検討する。

ア 事務的経費に充当について

事務的経費は、県が私人と対等の地位において私法上の法律効果の発生を目的として締結する契約に基づいて、県が履行するものであり、行政運営における公正の確保と透明性の向上の観点から、内訳表に記載された特定の事業者の名称が開示されたとしても、単に県と取引関係にあったことが明らかになるに過ぎず、開示することにより、事業者の正当な利益を害するものとは認められない。

したがって、この記載部分については、同号本文に該当しないと認められ、開示すべきである。

イ 慶弔的経費に充当について

慶弔的経費は、県と事業者との関係に着目して、その必要性や効果などを個別的に検討して決定されるものであるが、当審査会が本件公文書を見分したところ、開示することにより、事業者の正当な利益を害するものとは認められない。

したがって、この記載部分については、同号本文に該当しないと認められ、開示すべきである。

ウ 国等との折衝経費に充当について

折衝経費は、県と事業者との関係に着目して、その必要性や効果などを個別的に検討して決定されるものであるが、当審査会が本件公文書を見分したところ、企業誘致に伴う支出の相手方については、同号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないが、その余については、同号本文に該当しないと認められ、開示すべきである。

エ 会議等負担金に充当について

会議等負担金は、県職員が公務遂行上会議に出席したり、又はセミナー等を受講する際の費用として負担するものであり、性格上、アと同様のものであるから、同号本文に該当しないと認められ、開示すべきである。

オ 各種団体との懇談会等に充当について

各種団体との懇談会等は、県が相手方と率直な意見交換や情報の収集を目的として行うものであるが、本件公文書の記載は、外形的事実のみであり、個別具体的な内容が明らかになるものではない。

また、懇談の存在自体が明らかになることをもって、当該事業者の正当な利益を害するとは認められない。

したがって、この記載部分については、同号本文に該当しないと認められ、開示すべきである。

5 条例第6条第7号該当性について

(1) 条例第6条第7号について

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

また、反復的又は継続的な事務事業については、当該事務事業執行後であっても、当該情報を開示することにより、将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずる場合があるので、これらに係る情報が記録されている公文書についても非開示とするものである。

(2) 条例第6条第7号前段該当性について

まず、公費支出検討委員会が同号に規定する県の機関に該当するかどうかについて検討する。同委員会は、第5の1の(1)で述べたとおり、県が福島県公費支出調査検討委員会設置要綱により、平成9年4月21日に設置した組織であるから、同号に規定する県の機関に該当する機関であると認められる。

次に、公費支出調査が同号に規定する事務事業に該当するかどうかについて検討する。同調査は、より社会情勢に適合した公費支出の諸制度の確立を図ることを目的に、各所属における公費支出の実態を把握するとともに、実態と異なる支出の原因とその背景の分析作業を行うものであったから、本号前段に該当する事務事業であると認められる。

(3) 条例第6条第7号後段該当性について

ア 公費支出調査の調査内容については、第5の1の(1)で述べたとおりであり、実施機関は、開示することにより生じる支障性として、非公開を前提として行った調査内容を開示した場合、関係職員との信頼関係が失われることとなり、将来の同種の事務事業において、当該関係職員は、ひとまず協力的な態度を取るが、実質的な協力が得られず、同種の事務事業の公正又は円滑な実施が望めなくなるおそれがある旨主張する。

確かに今回の調査が、第5の1の(1)で述べた特殊性を有するものであることが認められるが、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を一層推進するという条例の目的や今回の公費支出に関する実態調査の目的を考え合わせた場合、関係職員は、当該調査が何らかの形で公になることを前提として協力すべきものであったから、公になったとしても信頼関係を損なうものではない。

さらに、当審査会が本件公文書を見分したところ、その内容は、総括的なものであって、実施機関が主張するような関係職員との信頼関係を損なう程のものではなく、今後の同種の事務事業に対して協力が得られないとする程度の支障性がある内容とは認められない。

イ 次に、実施機関は、開示することにより、折衝や懇談の事実が判明し、その結果、相手方との信頼関係を損なうのみならず、相手方においては、県に対して不信感を抱き、今後の事務事業を遂行する上で著しい支障が生ずるおそれがある旨主張する。

しかしながら、当審査会が本件公文書を見分したところ、その内容は、折衝や懇談を持ったという事実が記載されているに過ぎず、それが開示されたからといって、今後の同種の事務事業に及ぼす支障性がある内容とは認められない。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、本号後段に該当しないと認められる。

6 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成10年 4月 8日	・ 諮問書受付
平成10年 4月13日	・ 実施機関に非開示決定理由説明書の提出を要求
平成10年 4月28日	・ 実施機関から非開示決定理由説明書受付
平成10年 5月 6日	・ 異議申立人に非開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に非開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成10年 5月13日	・ 異議申立人から非開示決定理由説明書に対する意見書受付
平成12年 3月23日 (第75回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成12年 4月24日 (第76回審査会)	・ 実施機関から非開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成12年 6月 5日 (第77回審査会)	・ 審議
平成12年 8月30日 (第79回審査会)	・ 審議
平成12年10月17日 (第80回審査会)	・ 実施機関から非開示決定理由について追加聴取 ・ 審議
平成12年11月24日 (第81回審査会)	・ 審議
平成12年12月19日	・ 異議申立人から非開示決定理由説明書に対する追加意見書受付
平成12年12月20日 (第82回審査会)	・ 審議
平成13年 1月23日 (第83回審査会)	・ 審議
平成13年 2月21日 (第84回審査会)	・ 審議
平成13年 3月15日 (第85回審査会)	・ 審議

他の諮問事案も並行して行った。